

- 本市では、人口減少に対し「緩和策」だけでなく「適応策」に取り組み、人口減少を前提としてバックキャスティングに施策を立案・展開することとしている。
- 小中学校の規模・配置を適正化し教育環境を充実させることは「適応策」の最たるものであり、将来予測を踏まえバックキャスティングで規模・配置の適正化を進めていくことが大切である。
- このたび、「姫路市の将来推計人口（令和 5 年 12 月補正值）」を基に、本市の小中学校の児童生徒数を推計したところ、令和 6 年（2024 年）5 月 1 日現在の小学校児童数 27,144 人、中学校生徒数 13,518 人が、2050 年には小学校児童数 18,789 人、中学校生徒数 9,906 人と、約 3 割減少する結果となった。

姫路市の小中学校の児童生徒数（推計）

	2024 年	2030 年	2040 年	2050 年
小学校児童数 ※義務教育学校 前期課程を含む	27,144 人 (－)	22,558 人 (83.1%)	20,911 人 (77.0%)	18,789 人 (69.2%)
中学校生徒数 ※義務教育学校 後期課程を含む	13,518 人 (－)	13,100 人 (96.9%)	10,561 人 (78.1%)	9,906 人 (73.3%)
合計	40,662 人 (－)	35,658 人 (87.7%)	31,472 人 (77.4%)	28,695 人 (70.6%)

注）各欄の下段の（ ）は 2024 年比

- この約 3 割という減少率は、全市の人口減少率約 16%（2024 年 5 月 1 日：520,244 人 ➡ 2050 年：436,360 人）を大きく上回る。
- 本市が直面する急速な人口減少、特に労働力人口の減少は、長期的に経済・産業活動の縮小や税収の減少につながり、各種行政サービスの水準低下や学校施設をはじめ公共施設の維持管理の困難化を招くおそれがある。
- 近年、全国的に教職員の不足が顕在化し、本市においても不足数は拡大傾向にあり、令和 6 年度当初に 30 人以上の欠員が生じている。また、令和 5 年度時点で、本市の公共施設の延べ床面積のうち、学校施設の占める割合は約 45%、そのうち建築後 40 年以上経過した施設は約 82%となっており、学校施設の老朽化が進行している。
- こうした状況を踏まえると、本市が将来にわたって持続可能で質の高い「子ども中心」の学校教育を提供し続けていくためには、人口減少・少子化に適応した小中学校の規模・

配置の適正化を進め、一定の規模の児童生徒集団を確保すると同時に、教職員を集約して体制を維持・強化することや、施設の安全・安心を確保することが不可欠である。

- 教育委員会では、令和2年（2020年）2月に「姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」を定め、この方針に基づき、児童数の増減が著しく、早急な対応が必要と考えられる学校から、学校地域協議会を設け、現状や今後の見通しなどを地域と共有し、具体的な取組方策の検討、協議を進めてきた。

しかしながら、協議会の委員や地域住民の中には、統合等の取組を早期に進めるべきと考える人がいる一方で、コミュニティの拠点としての学校に強い思い入れがある人や、現段階での取組の必要性を感じていない人も一定数いる。さらには協議会の委員が過重な責任を感じてしまうことなどから、協議が長期化したり、結論が一つにまとまらないといった状況が生じている。

- 少子化が進行し児童生徒数はさらに減少していくという推計結果と、地域の主体性に委ねた学校地域協議会の運営の仕方では意見がまとまりにくいという現状を踏まえると、今後は、子どもたちにとってより良い教育環境を充実させるため、行政が主体的に責任を持って、小中学校の適正規模・適正配置の取組をより一層推進していくことが必要である。
- そこで、「姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」に基づき、本市における今後の小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方を改めて整理し、以下に示す。

姫路市における今後の小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

1 はじめに

- 学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要である。

そうした教育を十全に行うためには、小・中学校では、一定の規模の児童生徒集団が確保されていること、経験年数や専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましい。

- 本市では「姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（以下「基本方針」という。）」において、本市としての望ましい学校規模を、小学校は 12 学級から 24 学級、中学校は 9 学級から 24 学級としている。

今後の児童生徒数の減少を見据え、小・中学校を、統合等の取組により、望ましい学校規模に近づけ、少子化に対応した活力ある学校づくりを進める。

- なお、本市としての望ましい学校規模を超える学校（小学校、中学校ともに 25 学級以上）については、今後、学校の分離・新設*1 及び本市全体の児童生徒数の減少に伴い、24 学級以下となっていく見込みである。

*1 学校の分離・新設について

①荒川小学校を分離し、（仮称）荒川南小学校を新設

②城陽小学校と山陽中学校の一部（城陽小学校区）を統合し、（仮称）城陽義務教育学校を設置

2 基本原則

(1) 統合の対象校について

- ① 早急に統合を進める必要がある学校

小学校における複式学級の解消は急務であり、10 年間程度の児童生徒数の将来推計において、学級編制基準上複式学級を有することとなる規模がおおむね 5 年以上続くと見込まれる小学校については、早急に近隣校への統合を進める。

なお、今後、新たな小規模特認校の認定は、基本的に行わない。（※詳しくは、「4 その他」の「(4) 小規模特認校について」を参照）

- ② 統合を進める必要がある学校

現状で各学年 1 学級の学校（小学校は 6 学級、中学校は 3 学級）について、統合を進める。その際、クラス替えのできる規模（小学校は 12 学級以上、中学校は 6 学級以上を目安）となることを目指す。

③ 統合の検討を進める必要がある学校

2050 年までの児童生徒数の推計において各学年 1 学級以下の学校となることが見込まれる学校についても、統合の検討を進める。その際、クラス替えのできる規模（小学校は 12 学級以上、中学校は 6 学級以上を目安）となることを目指す。

(2) 統合を進めるに当たっての考え方

① 統合の区域について

同一中学校区内での統合を基本とし、状況によっては中学校区同士の統合も対象とする。

② 統合時の義務教育学校化について

本市では、従前より中学校ブロックごとに小中一貫教育を推進しており、小学校同士を統合する際、諸条件*2 が整う場合は、その中学校ブロックの中学校も含めて義務教育学校*3 にすることについて、検討する。

*2 諸条件…小学校の統合によって、統合後の小学校の校区が中学校区と一致する場合、すなわち、その校区が 1 中学校・1 小学校となる場合で、かつ、学校の立地場所や校地面積、教室数、施設・設備等の状況により、義務教育学校にすることに特段の支障がない場合

*3 義務教育学校… 一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育 9 年間の学校教育目標を設定し、9 年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校

③ 通学について

統合により、通学距離が小学校でおおむね 4 km、中学校でおおむね 6 km を超える場合は、スクールバスの運行や公共交通機関による通学の許可などにより、安全な通学手段を確保する。通学時間はおおむね 1 時間以内とし、児童生徒が登校後スムーズに学習活動に入れるよう配慮する。また、これによらずとも、統合前の学校に比べて通学距離が大きく伸びる場合は、通学路の状況等によりスクールバスの運行等を検討する。

なお、スクールバスを運行する場合は、送迎の空き時間に、近隣の公共交通空白・不便地域等の解消のためにコミュニティバスとして活用することも検討する。

通学路の安全確保については、これまでと同様に、「姫路市通学路交通安全プログラム（令和 4 年 3 月改訂）」に基づいて、道路管理者、警察、教育委員会、学校、PTA、自治会等により合同点検を実施し、ソフト・ハード両面で交通安全対策を講じていく。

④ 校地について

統合に当たっては、既存の校地を活用することとする。ただし、土地取得が容易であり、新たな場所に統合校を整備する方が、既存の校地を活用するよりも低コストで、かつ、通学面をはじめとする立地上の環境が優れていると判断できる場合は、この限りで

ない。

⑤ その他

「(1) 統合の対象校について」の②及び③の学校について、地域及び PTA から、統合を早急に進めるよう要望があれば、可能な限り取組を早める。

3 例外

(1) 家島町の学校

家島町の学校については、離島地域という特性上、基本原則に依らない対応とする。

家島中学校と家島小学校については、令和 5 年 12 月に家島校区学校地域協議会から、小学校の施設を活用し、1 か所で小中学校を運営する義務教育学校を設置することを希望する旨の協議結果報告書が提出されている。1 小学校と 1 中学校の統合であり、かつ、統合しても小学校（前期課程）の複式学級が解消されないが、協議結果報告書のとおり、義務教育学校を設置する。

4 その他

(1) 学校配置の検討について

学校基本調査による毎年 5 月 1 日現在の児童生徒数や、5 年毎の国勢調査（※次回は令和 7 年）及び国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」（※市区町村別の将来推計。次回は令和 10 年頃）を基にした本市の将来推計人口等を注視し、必要に応じ、さらなる学校配置の検討を行う。

(2) 今後の学校地域協議会の運営について

基本方針（17 ページ）において、協議及び検討に当たっての基本姿勢として、「教育的な視点」を第一において、子どもの育ちにとって、より良い教育環境を作ることを目的としている。今後は、学校地域協議会において、教育委員会が教育上最も望ましいと考える取組方策（統合案）を提示することとし、当該取組方策の実施について、賛否を諮るのでなく、通学に関する要望などより良い教育環境となるための意見や提案を求め、それらについて協議することとする。また、基本方針のとおり、学校地域協議会は、おおむね 1 年以内を目途として、協議を行い、合意形成を図る。

(3) 既に学校地域協議会を設置し、協議済または協議中の学校について

これまでに、学校地域協議会において従前の運営方法により協議を進めてきた経緯を鑑み、協議会から提出された協議結果報告書を踏まえ、市としての取組方策を決定する。

- 林田中学校区学校地域協議会（令和４年６月設置。令和６年１１月報告書提出）
- 神南中学校区学校地域協議会（令和５年６月設置。協議中）

(4) 小規模特認校について

本市においては、小規模特認校は、複式学級の解消を目指すものとして認定しており、一定期間内（原則として５年間）に、全学年で１学級以上とならない場合は、統合等の取組方策を進めることとしている（基本方針 18 ページ）。

本市では令和５年度から市内の２小学校（苅野小学校、安富北小学校）を小規模特認校としている。

今後、学級編制基準上複式学級を有することとなる規模の小学校については、校区内の子どもがさらに減少すると見込まれており、小規模特認校に認定したとしても、学校そのものが存続していくかどうかは見通し難い。さらに、本市全体の子ども数が減少し、多くの学校が小規模化していくと想定される現状においては、小規模特認校制度によって、小規模な学校間での子どもの取り合いになりかねない。

このことから、今後、新たな小規模特認校の認定は、基本的に行わない。

(5) 通学区域（校区）の見直し等について

学校を統合する、しないにかかわらず、通学区域（校区）の見直しや、申し出により就学校を変更できる区域（就学変更区域）の追加を検討するなど、柔軟な対応を図りながら、子どもの目線に立った良好な通学環境の確保に努めていく。加えて、昨今の地球温暖化による熱中症のリスクを考慮すると、子どもに長距離、長時間の通学を強いることは過酷である。子どもの通学の安全性を考慮し、統合により通学距離・通学時間が大きく伸びる場合は、スクールバスの運行を検討する。

5 おわりに

これまで、学校地域協議会では、取組方策として、「通学区域（校区）の見直し」、「学校選択制の導入」、「統合」のすべてを選択肢として協議を始めてきたが、校区によっては適当ではないものや、協議会でほとんど議論にならないものもあった。特に、「統合」については、隣接する校区のうち、どの学校と統合するか、あるいはどの程度の範囲の校区とするかについて、意見がまとまらないなど、議論が長期化することが課題であった。

そこで、今後、対象となる校区において協議を進める際には、行政が主体的に責任を持って取組方策を提示し、期限を定め、スピード感をもってさらなる少子化に対応したより良い教育環境の実現を図ろうとするものである。

教育委員会としては、いかなる時においても子どもファーストで考え、適正規模・適正配置の取組を進めていく。